

鹿児島大学大学院連合農学研究科外部評価委員会実施要項

〔平成16年4月1日 研究科長裁定〕
〔平成18年2月17日 一部改正〕

(趣旨)

第1 鹿児島大学大学院連合農学研究科自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）規則第7条に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教育・研究活動等の発展を期して、研究科の自己点検・評価に係る学外有識者の評価と提言を受けるため、鹿児島大学大学院連合農学研究科外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 人格識見が高く、かつ、研究科の振興発展に関心と理解のある学外者のうちから、研究科長が依頼した若干人

(2) 鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）委員

(3) その他研究科長が必要と認めた者

(任期)

第3 前項第1号及び第3号の委員の任期は、委員として依頼した日から、評価と提言が終了するまでの期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員会の開催等)

第5 委員会の開催及び実施方法等の設定は、自己点検・評価委員会が当たるものとし、代議委員会の承認を得るものとする。

(評価項目等)

第6 委員会による評価は、研究科の教育・研究活動等の将来を展望できる体制整備に資する事項を対象とする。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、研究科長が別に定める。